

◎新潟県選挙管理委員会告示第41号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、佐渡市選挙管理委員会から、次のとおり指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成26年11月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
佐渡島開発総合センター	佐渡市両津湊198番地	大集会室	428.79	平成26年11月14日